

事業讓渡契約書

# 事業譲渡契約書

京都シティ信用組合（以下「甲」という。）と信用組合大阪商銀（以下「乙」という。）は、下記のとおり事業譲渡契約を締結する。

## 第1条（事業譲渡）

- 1 乙は、本契約書に定める条項に従い、乙の事業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受ける（以下この事業譲渡を「本事業譲渡」という。）。
- 2 事業譲渡の期日（以下「事業譲渡日」という。）は、平成13年5月末を目処とするが、今後、甲乙協議のうえこれを定める。

## 第2条（譲渡財産）

前条により乙が甲に譲渡すべき事業の範囲は、事業譲渡日現在における次の各号に定める乙の資産及び負債並びにこれに付随する権利義務等のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象とすることに合意したもの（以下「譲渡財産」という。）に及ぶものとする。

- ①承継する店舗は別表に記載する店舗とする。
- ②貸出金等与信債権のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの。なお、当該譲渡対象債権の確定においては、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。
- ③現金及び預け金のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの。
- ④預金、定期積金債務。
- ⑤その他の資産及び負債のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの。

## 第3条（譲渡対価）

乙が甲に譲渡する本事業譲渡の対価は、無償とする。

## 第4条（譲渡財産の引渡し）

- 1 乙は、譲渡財産の明細を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産及び関係帳簿類を甲に引き渡す。
- 2 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為又は対抗要件として登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲乙が協力してこれを行う。
- 3 事業譲渡日までに実施されるべき乙の店舗統廃合については、甲乙が協議を行い乙において実行するものとする。

## 第5条（資金援助契約）

甲は、本事業譲渡に関して、預金保険機構との間で資金援助に関する契約を別途締結する。

## 第6条（資産の買取契約）

乙は、預金保険法附則第7条に定める協定銀行との間で、甲が譲り受けない資産について売却に関する契約を別途締結し、事業譲渡日までにこれを売却する。

## 第7条（職員の取扱い）

- 1 甲は、乙とその職員（嘱託、パートタイマー等を含む。以下同じ。）との間における雇用関係を承継しない。
- 2 甲は、乙と協議のうえ、乙の職員のうち甲が必要とする人員を事業譲渡日をもって新たに雇用する。
- 3 乙の職員が乙に対して有する労働債権については、乙がこれを全て弁済することとし、甲はその弁済の責任を負担しない。

## 第8条（危険負担）

本契約締結の日から事業譲渡日に至るまでの間に、譲渡財産が天災地変その他不可抗力により滅失、毀損等をしたために生じた損害については、乙の責任と負担とする。

## 第9条（善管注意義務）

- 1 乙は、本契約締結の日から事業譲渡日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ、譲渡財産を管理するものとし、乙の事業に重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲乙が協議を行い合意のうえで実行するものとする。
- 2 甲は、本契約締結の日以降、必要のある場合は何時にても乙に対して資料の閲覧、提供又は説明を求めることができる。

## 第10条（承認決議等）

- 1 甲及び乙は、平成13年4月25日までに総代会を開催し、本契約の承認及び本事業譲渡に必要な事項について決議を求めるものとする。ただし、手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえこの時期を変更することができる。
- 2 乙については、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第22条第2項の裁判所の許可を得ることによって前項の総代会の決議に代えることができる。

## 第11条（自己資本）

- 1 甲は、本事業譲渡後において自己資本比率4%以上を達成するに必要な出資金を確保することとし、その具体的な内容は別途協議する。
- 2 乙は、前各項につき乙が可能と認める範囲で協力する。

第12条（契約の解除）

事業譲渡日までに次の各号のいずれかの事由が発生したときは、甲は本契約を解除することができる。この場合、甲は何らの責任を負わない。

- ① 本事業譲渡について、預金保険法第61条の適格性の認定が受けられなかったとき。
- ② 甲が第5条に定める契約を締結できなかったとき。
- ③ 乙が、第6条に定める契約の締結及び売却ができなかったとき。
- ④ その他本事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。

第13条（費用負担）

本契約に基づく事業譲渡の実行に関して生ずる必要な費用の負担については、甲乙協議のうえ別途これを定める。

第14条（本契約の効力）

本契約は、第10条に規定する決議等のほか法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第15条（協議事項）

本契約に定めがない事項又は本契約の解釈運用についての疑義が生じたときは、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙が協議して解決する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙各代表者が記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成13年4月6日

京都市下京区高辻通堀川西入ル富永町676番地  
(甲) 京 都 シ テ ィ 信用組合

理 事 長 長 谷 川 昌 三



大阪市北区曾根崎2丁目8番5号  
(乙) 信用組合 大阪商銀

金融整理管財人 阪 口 春 男



金融整理管財人 中 野 正 信

